

第6回門真市魅力ある教育づくり審議会

(第4回つながりのある教育の創造部会) 議事録

開催日時 平成29年11月7日(火) 午後3時10分～午後4時10分

開催場所 市役所別館3階 第3会議室

出席者 佐久間敦史、小林美鈴、横貫照国、齋藤耕司

事務局 満永教育部長、三村学校教育課長、黒木教育総務課課長補佐、松岡教育総務課副参事

傍聴者 1名

議事

佐久間部会長

「つながりのある教育の創造部会」を開催させていただきます。

それでは、まず事務局から今回の部会での議題について説明をお願いします。

案件1. 部会の進め方について

事務局（三村学校教育課長）

今回のつながりのある教育の創造部会におきましては、先程、説明をさせていただきましたとおり、「いじめ防止対策の推進」「どの子も学べる環境づくり」について、討議をお願いします。

討議時間は1時間程度を目安とさせていただきます。現在3時10分でございますので、4時10分頃まで討議いただき、その後、5分の休憩時間を挟み、4時15分には全体会にてまとめの報告をお願いしたいと考えております。

なお、討議の柱といたしましては、事務局から先ほど提示させていただきましたとおり、①これまでの不登校対策事業や、いじめ対策の概要説明に関する事務局への質問や確認、②市としていじめや不登校対策を進めるにあたって重要なことは何か、③市教委主管の適応指導教室「かがやき」や学内適応指導教室、不登校学生フレンドのあり方についての3点で進めていただきますようお願い申し上げます。

佐久間部会長

ありがとうございました。それでは、まず1点目といたしまして、先ほどの全体会で説明のあった門真市における不登校やいじめ等の現状や対策について「門真市の子どもたち不登校、長欠、いじめのデータから」というパワーポイントの資料をご覧いただいて、私からも少しだけ質問をしましたが、もう少し何か詳しくお聞きになりたいことがあれば、パワーポイントに書いていないことでも構いませんので、お願ひします。

事務局（三村学校教育課長）

不登校は千人率という言い方をしましたが、もう少し分かりやすく1クラスに何人ぐらい平均しているのかというと、大体中学校では1クラスに3人から4人は常にいない、不登校または長欠ということになります。

小学校についても1クラスに1人はいるという、数の上ではそういうことが言えます。

佐久間部会長

これについてはいかがですか。市民委員の横貫委員、小林委員から見られてこんなものなのか、意外に多いと思ったか。

小林委員

多いですよね。多く感じます。こんなにたくさんいるものだとちょっとびっくりしたんですけど。1クラス分の人数ですよね。

事務局（三村学校教育課長）

1クラス平均です。平均ですので、5クラスあればその学年で15人いることになります。

小林委員

学年に1、2人ならありえるかなと思いますが、1クラスにというのは多いですねよ。

佐久間部会長

私は、昔小学校の教師をしていましたが、クラスに1人不登校の児童がいると教師としては大変重い出来事で、迎えに行ったり物理的にも精神的にも重たいので、3人、4人となるとどうしていいか、個人的にはそう思います。

齋藤先生そうですよね。3、4人というのは多いですよね。

齋藤委員

多いなと思います。

事務局（三村学校教育課長）

長欠も含めてですが、多いですね。

佐久間部会長

横貫さんはどうですか？

横貫委員

原因はなんですか。

事務局（三村学校教育課長）

佐久間先生が話していたように本当に多岐に渡ると思います。先日の貧困調査の数字を示せれば一番良かったんですが、すいません今日はデータがありません。

毎月教育委員会から学校から不登校、欠席数の多い、具体的には月に5日以上の欠席の報告を受けていて、それについては簡単ではありますが内容、理由が書いてあります。私も見ていますが、一番多いのは怠学傾向、怠けるというのが特に中学校で顕著に出ていて、学校に行くのが面倒、何となく行きたくないという声に対して、しっかり行きなさいと声をなかなか掛けていただけないご家庭も少なくありません。もっと具体的に言うと子どもよりも保護者が先に出てしまつて、子どもが学校に行ったかどうかを把握できなくてという例も見受けられます。小学校においてはしんどいと子どもが声を発した時に、保護者が簡単にというと語弊があるかもしれませんが、ならば、休んだらと言ってしまい、それで休みが2・3日続く、そんなことが毎月2回、3回あるという子どもが多いです。具体的な例で言うとそういうところです。

佐久間部会長

齋藤先生何か近年の傾向とかありますか。

齋藤委員

各担任から出席簿を毎月預かって全体の状況の把握をしていますが、学年が進むにつれて高学年の方が欠席日数が多い子どもが増えるかなという印象があります。1年生は入学当初時折休む子どもがいますが、2学期夏休み超えたあたりから落ち着いてくるといった印象を持っています。

事務局（三村学校教育課長）

最初の推移と書かれたグラフを小学校と中学校の差があまりに大きいと思うんですが、小学校の場合には不登校のくくりにならずに保護者が病気で休みますとかいうふうに病欠という扱いになることが多いです。それが中学校に入ると子ども自身の意思で怠学と申しましょうか、休むとか理由もなくとかそういうことが非

常に増えてくると。したがいまして、小学校も本当はこのような数字ではなくて、もう少し増えてもおかしくないのかなと感じます。そこには保護者の意思とか学校への連絡が入っているのでまだこういう数字に収まっているというのが大きいかなという分析もあります。

佐久間部会長

質問なんですが、議論がいじめや不登校対策とか、討議の柱も不登校対策事業やいじめ対策と対になっていますが、今の三村課長のご説明でいくとどちらかというと怠学とか家の押し出しとかなんとなく休ませるとか簡単に休ませるとか割と家庭の方に原因が大きいように聞き取れるんです。いじめとの関係などはデータはお持ちですか。

事務局（三村学校教育課長）

いじめが原因で不登校というのは当然あります。ただ門真の特徴というか、生活状況が話されていますが、当然いじめもしくはいじめに類する友達関係という部分で不登校になっている子どもは当然たくさんいます。そういう報告も上がっています。対というと変ですが、そういう原因もあるので、いじめについてもわれわれとしては不登校に関係する部分として考えていかなければならないと思います。

あともう一ついじめの問題は非常に大きいことで、先日の福井の事件もありましたし、また後程ご説明させていただきますけれども、国のいじめの方針も変わってきていて、深くなっています。そういうこともご説明させていただいた上で議論できたらなと思います。

佐久間部会長

今の話の続きで言うともう一点だけ、不登校、長欠の内訳はお持ちなんですか。怠学傾向とかクラスの人間関係とか。

事務局（三村学校教育課長）

はい、あります。

佐久間部会長

それは、大阪府とか国とかとの比較で、門真市の特に傾向とかありますか。

事務局（三村学校教育課長）

門真市の不登校のこれが多いという理由は当然出ていますが、国と府になりますと少し確認が必要です。

佐久間部会長

例えば国と比較してとりわけ貧困が多いとかならそれに手を打たなければなりません。学校の原因が国、府と比べて多いということであればそっちにメインの施策を打たなければなりませんし。あまり顕著な傾向はありませんか。

事務局（三村学校教育課長）

傾向で言うと不登校に関しては無気力、怠学が多かったように思います。

佐久間部会長

そうするとこの後の議論の適応指導教室や学生フレンドは割とダイレクトにヒットする施策と考えていいわけですね。

他に質問とかありますか。よろしいですか。

それでは、いじめの話が国でも重視されていますので、それから考えていくかと思いますが、まず事務局から説明を頂きたいことがあるんですが、いじめ防止の指針とかそういうものの策定とか門真のいじめの実態調査、第三者機関とかがあるのかないのか、現状とか、もう少しいじめについてご説明いただければと思います。

事務局（三村学校教育課長）

今ご説明がありましたいじめ防止指針ですが、いじめ防止対策法という法律が平成25年にできました。これによりますと各校、学校におきましては、指針といじめ対策委員会の立ち上げは必須でございますので、学校ごとにいじめ防止指針といじめ対策委員会を持たなくてはいけません。法施行後すぐに各校を指導して学校教育計画という冊子に掲載させております。ただ、指針は各市町村においては努力義務とされており、現在のところ策定には至っておりません。市としての指針はございません。また、委員会につきましても同様でございます。

と申しますのも、いじめ防止対策法の附則第2項として「いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする」とあり、その間に、28年の4月に私たちは「門真市教育振興基本計画」におきまして、「いじめ防止対策の推進」を提起しました。そのうえで、同計画の具現化を図ることを目的とした本審議会にて、国から3年後を目途として出された対策を根拠にしながらこの場で皆様方にご審議いただき、その内容を踏まえて、門真市の実態に即した実のある指針を策定するとともに、実態のあるいじめ対策のための協議会などを立ち上げていくべきであろうと考えていたことが理由であります。

そのような中、29年の3月末に国から「いじめ防止等の対策のための基本的な方針」の改訂事項が明示されましたので、この内容と門真の実態とを兼ね合わせて協議してもらいたいと考え、今回の審議会で討議事項として挙げさせていただいたわけです。

今から、その国の改訂事項について、別添資料「いじめ防止等のための基本的な

方針の改訂について」を参照しながら、かいつまんでご説明申し上げますので、討議の参考としていていただければ幸いです。よろしいでしょうか。

佐久間部会長

お願ひします。

事務局（三村学校教育課長）

19ページにわたり、字も細かく、少し説明も長くなりますが、よろしくお願ひいたします。改訂後と改訂前がありますが、25年10月に法律ができて、そこから3年を経て改訂した法律の中身です。簡単に言いますと、3年前よりより具体的になり、強まった中身になっています。例えば言いまわしであれば、「望ましい」から「～する」、「～すべきである」という強い言い方になっているところがたくさんあります。ポイントごとに変更点を説明します。

1ページ目のいじめの定義、いじめとはどういうことかという部分です。そもそもいじめについては定義があります。この定義については変わりません。いじめの定義は、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為」これにはインターネットを通じて行われるものも含みます。要は心理的にも、物理的にも影響を与える行為です。「であって、当該行為の対象となった児童等」要は被害児童ですね。被害児童「が心身の苦痛を感じているものをいう。」これがいじめの定義です。被害者が心身、心的にも物理的にも苦痛を感じているというものであれば、いじめというのが基本的な定義です。これには変更がありません。

資料を見ると改訂前と改訂後ではより詳しくなっているのが見て分かると思います。ここでは具体的にけんかと例えて、けんかは以前は悪意がなければいじめではなく対応し他方が良いということだったんですが、改定後はけんかでも指導の中ではいじめという言葉を使わないで解決すればいいけれど、事案としてはいじめにも該当する場合があると非常に踏み込んで書かれています。ケンカの捉え方で大切なのは被害者の捉え方だという部分が明記されています。そういう意味ではいじめの定義が若干変わっている部分もあります。

続きまして、その下です。「学校が実施すべき施策」です。国の方針としては学校がいじめに対応すべきことをより詳しく書かれています。ただ担任の先生だけを抱えるなど。学校で組織的にいじめに対応すると。そのためには具体的に指導内容のプログラムを作りなさいというプログラム作成。また加害児童等への成長支援の観点を持ちなさいとか、子ども達を指導する年間計画を作りなさい。もう一つ大きいのが、学校評価です。学校を運営していくのに、学校評価の中にこのいじめの取組を加えなさいということが国から示されています。本当に学校の中でいじめ対策しているかということを評価しなさいという部分が入っているのが大きい変更点です。

少しどんどん3ページです。門真市としてのいじめ防止基本方針について書かれています。ここまで作るのが望ましいと書かれていたものが、今回の改訂で特段の理由がある場合を除き策定することが望ましい。それが4ページの右の真ん中あたりに記載しています。「望ましい」とは書かれていますが、強い言い回しになっています。

次に13ページの下の「(4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置」です。ここに書かれているのは加害者に対して教育的配慮のもと毅然とした態度で臨むこと。専門家とも連携しなさいということも記載されていて、専門家というのは具体的には弁護士やスクールソーシャルワーカー等です。その中で大事なことはいじめが本当に終わったかという判断についても書かれています。14ページをご覧ください。上方にポイントが2つあります。まず①いじめに係る行為がやんでいること、②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。この2つがあつていじめがなくなったと言えます。いじめの行為がストップしている少なくとも3ヶ月を目安とするとなっています。但し3ヶ月が経って①も②もクリアしていても継続していくべきだということも当然盛り込んでいます。こういった具体的な中身も加筆されているのが今回の改訂となっています。

そして最後に佐久間部会長からもありましたけれど、調査委員会、その設置につきましては、15ページから16ページにかけて書かれています。地方の方針を策定するにあたり教育委員会に設置される調査機関を置くことが望ましい。なぜならば重大事案が起こった場合、急につくるのは困難であるということがここには書かれています。併せていじめ連絡対策協議会という会議体を設置しなさいということも明記されています。学校と地域の関係機関等とのいじめの問題の対応に係る連携を確保するためにこの法に基づいていじめ連絡対策協議会を設置し、ここに警察や弁護士、医師もしくはSSW、SC等さまざまな地域の実情に応じた人材を入れてこういった会議体を設置しなさいとなっています。あともう一つ特筆すべきところは教育委員会の附属機関ではない第三者の機関を置くべきであるということも書かれています。というのは最近の事件でもありますけれども、いじめ事象があつて自殺等があった時に、重大事案が上がった時に、教育委員会の附属機関ではない第三者の調査も必要になるケースがたくさんあります。こういうものも置く方が望ましいとそこまで踏み込んだ内容になっています。というのが今の状況であります。以上です。

佐久間部会長

ありがとうございます。今詳細な説明がありましたが、分かりにくい所とかありますか？

小林委員

分かりにくいというか、いじめそのものが問題が大きすぎて答えられないですね。

佐久間部会長

なるほど。

小林委員

根が深いというか、いろいろな要素が取り込まれているので、一概にいじめといつても何が原因か分かりませんし、答えられないです。

佐久間部会長

この話、もう少し詳しくしていただいていいですか。今までのところで質問とかありませんか。

横貫委員

あった場合にどうするかということばっかりですね。いじめをなくすという観点が国から新たに出された指針のなかに無いような気がします。結局ずっと、いじめ対策をやっていかないといけないなかと思いますね。

佐久間部会長

根本的にはそっちですよね。

横貫委員

無くすようには考えないのかなと。

事務局（三村学校教育課長）

すいません。時間がなくて説明できなかったですが、防止に向けた取組をしなさいと書いています。そのために、発達段階に応じたプログラムを作ってその通りにして、それをちゃんとしたかを学校の中で毎年点検してということは書いてありますが、いじめは今言われたとおりケースケースで様々違って、その時の子どもの様子とかを学校の先生が判断し取り組まなければならないというのはすごくありますが、おっしゃるとおりないようにするというのは大きなポイントです。

佐久間部会長

齋藤委員はいかがですか？

齋藤委員

今、未然防止の話がありましたが、そこが重要で、いじめはあるものだと思って、教職員は子どもには接しなければならないと思います。その中で最近休み時間はみんな遊びをするクラスがあったり、学習の中でもペア学習やグループ学習であったり、集団作りを意識して学校生活を展開していくような学級が多いです。それが未

然防止に繋がっているかなと思います。

佐久間部会長

では時間もないで議論の中に入っていますね。市としていじめや不登校対策を進めるにあたって重要なことは何か、はもうすでに、防止のほうが大事だとか問題が起きて様々な原因があるんじゃないかということを出していただいていますが、もう少し突っ込んで伺って、市教委が防止指針を作る時にここのポイントを押さえておかなければならぬとかいうことがあれば話したいのですが、原因とか市民とか親の目から見て、子どもの様子がこの辺が問題あるんじゃないかとか、学校に対してこの辺が課題ではないのかとかいじめの実際に見た例とか、できれば今の時代に合わせて、先ほどインターネットも出てきましたが、何か知っていることを含めて意見とか疑問とかがあれば、細かい所や具体的に言っていただきたいのですが。

小林委員

いじめが始まるのは子どもが物心ついた時からだと思うんですね。

佐久間部会長

具体的にはいつぐらいからですか。

小林委員

物心ついた時です。

佐久間部会長

3歳とか5歳とか。

小林委員

そうですね。まず親から、○○ちゃんのお母さんあんなことしているよとか、○○ちゃんと遊んだらダメよとか、子ども達は親のいうことを素直に聞くんですよ。例えば夫との会話の中で近所の悪口を言っていたりとか、そういうことを子どもは聞いているので、幼稚園に行った時とか、小学校に上がった時とか○○さんのところの○○くんやねと、どこどこのお母さんが○○らしいなと、そこからいじめに繋がってきます。要素は家庭の中からあるんじゃないかなと思います。

意外と子どもは大人、特に親の会話を聞いていて、聞いていないようで聞いていて、家庭の中での他人を批判することとか、子どもって記憶に残っているので、何かのはずみで記憶しています。それを親が気づくか気づかないで、いじめに繋がっていくかどうかだと思います。そんなことないよ、仲良くしなさいよとかお友達大事にしないといけないよとか会話ができればいいんですけど、それに気付かなかつた

ら外でお友達同士で、〇〇ちゃんと遊んだらダメとママが言っていたとか、それはすごく大きいと思います。いじめのきっかけはそこから来ていると思います。そうなつたら見抜けないですね。他人では。まず学校側は気付かないですよ。子ども同士のこととか家庭の中のこととか。

佐久間部会長

いじめ防止の啓発をする時に、保護者のその話を子どもは聞いていますよとか入れた方が良いということですよね。

小林委員

意外と子どもって聞いていないようで、聞いているので、私はやっぱり親の在り方だと思います。

佐久間部会長

まず一点目保護者です。

事務局（三村学校教育課長）

実は後ろから2枚目の2ページの所に(1)いじめの防止というのがありまして、発達障がいとか外国籍とかL G B Tとか東日本大震災の福島のこととか、こういうことにも配慮しなければならないと書いているんです。こういう部分も今言っていることともしかしたらつながるかもしれませんと思います。

小林委員

つながると思います。

佐久間部会長

では、もう少し具体的なこととかあればお願ひします。

小林委員

私の知っている例ですが、不登校からひきこもりになって自分の部屋から出てこれなくなった人がいます。時間をかけて対話することで、ようやく部屋から2時間だけでてこれるようになったのですが、2時間が限界のようです。狭い所もダメで、車も乗れなくて、自分の部屋が自分の居場所になっていて、それがいじめから来ている問題のようなので、それはどうにかしないといけないなと思います。

今ようやく2時間出られるようになって、学校にも戻れて、一緒にご飯も食べれるようになって、それでも2時間までです。

2時間たつたら、家に帰る。もう少しの時間出られたら良いなあと思っていますが、この子どもの中では学校には行きたいんです。でも行けないその中で悶えてい

て、なんで学校に行かなければならぬと聞くと、お母さんが学校は絶対いかないといけないと言うし、勉強はしたいし、学校は嫌いではないので、行きたいんです。どうやつたらいいけるかなって。それは今の環境を変えないといけないよっていうところまで話ができるようになって、そうこうしているうちに、別に学校だけが人生じゃないと感じるようになって、今は何かを探そうと一所懸命に努力しているとのことです。

佐久間部会長

今の人間関係の変化とか、子どものコミュニケーションの問題とか、最近様子が変わってきたとかありますか。不登校であったり、いじめに関して。

齋藤委員

いじめに関しては携帯スマホによって、そこで行われることがなかなか学校で把握しきれないことが起きています。親から相談があつてようやく分かることがあつて、学校生活ではなかなかそこまでみきれないというか、そういう新たなことが起こっていると思います。

佐久間部会長

何が起こっていると思いますか。具体的には。

齋藤委員

ラインで悪口を言ったりとか、仲間はずれにしたりとか。クラスの中ではなかなかそういうことが分からぬのですが、保護者から相談があつて、そういうことが分かるということもありました。

佐久間部会長

コミュニケーションのありようが変わっていて、いじめの形が変わっているとか、不登校の現象も変わっているとかあるんですか。

今の話で言えば、主にネットが原因ですか？

齋藤委員

そうですね、ネットです。

佐久間部会長

先ほどの家庭とか母子関係とかは顕著にでないですか？

齋藤委員

いじめとは直接関係ないかもしれませんけれど、学校にこれない子ども、登校支

援が必要な子どもは家からの送り出しがしんどいです。親の生活基盤が整っていない家庭の子どもがなかなか学校にこれなくなってしまい、それが長欠に結びつくケースがあるかなと思います。

佐久間部会長

他にも、色々な意見を聞きたいと思いますが、いかがですか。

横貫委員

数年前、特別に不登校の子どもに対して出張カットを行ったことがあります。髪を全然切っていなくて腰ぐらいまでありました。

受験のために願書の撮影をしたいからということでしたが、普通に会話はできるんですが、一歩も外に出ていちゃうんですね。なんで出れないのかなと思うのです。私自身は中にいる方が嫌なので、外が好きなんですが。

私が帰る時に一緒に来ていた先生がいたんですが、1、2歩外に出たんですね。その時、先生がすごく感動して、やっと外に出られましたって言っていましたが、僕にはさっぱり分かりませんでした。

他にも、そんなに切りたくないけど切ってくれという子どもがいました。その子どもは自分で足を運んできたんですけども、なんで外に出たくないかは、短時間の会話などでは計り知れるものではありません。

佐久間部会長

親ですかね。

小林委員

家庭にも原因はあるでしょうが、いじめられた経験から、人と接するのが怖いと思ってしまい、自分の家というか居場所から一歩でたら怖いというイメージが付いてしまっているので、なかなか一歩出れないこともあるのではないでしょうか。

一歩出るというのがすごく勇気がいるみたいで、車でどこか行こうというのが嫌で全然できなくて、違う空間に入ってしまうのが、人と一緒にいるというのが怖くて怖くてできないんだと思います。

だから、家から一歩出たというのはすごいことだと思います。本人にとってはすごく勇気がいることだと思いますけれど、そこから一歩一歩出られるのであれば、人と接することができるようになると思います。しかし、そうなるまでにはすごく時間がかかると思います。

私の知っている中では、一歩出るのに3・4ヶ月かかったという例もあります。

佐久間部会長

あまり子どもの責任には個人的にはしたくないのですが、しかし社会のありようも家族関係も変わってきたら、子どものコミュニケーションとか辛抱が足らないと

か勇気が足りないとかそういう部分は増えているんでしょうか？

小林委員

それもあるかもしれませんね。ただし、そのことに加えて、「自分」というものをしっかりと持っていて、自分を認めてほしいとか、自分を知ってほしいとか、自分を評価してほしいというのが強くて、それが出るケースもあるようです。それがいじめにつながったと思われることもあるのですが、確かに、その子ども自身も変わらなければならない面もあるかと思います。

それに気づいて、ケアしないといけませんね。

多分、自分自身で人とうまくいかないと思っているんで、本人の持っているそういう性格をどう変えてあげられるかということも考えたりします。

佐久間部会長

横貫さんはよく分からないとおっしゃっていましたが、子どもが変わってきているという印象はありますか？

横貫委員

いや、やっぱり親の姿勢が大切だと思います。

佐久間部会長

親の影響ですか。親のどんな影響ですか？

横貫委員

先ほど、齋藤先生が言っていた、遅刻するなら休んだらという単純なことですよね。それが、どんどんそうやつたらいいんだってなるんじゃないですか。

佐久間部会長

親として学校に活かせる義務を果たせていないというか、まとめるのに言葉を探すんですが、何と表現するかが難しいですね。無責任と言って良いのかどうか。

横貫委員

難しいですね。

佐久間部会長

子育ての問題と言ってしまえば、それまでですけど、どうでしょうかね。

小林委員

それもあると思います。

佐久間部会長

齋藤先生何かありますか？両委員の意見を聞いて、学校側から。

齋藤委員

無責任という言葉がありましたが、親の都合で休ませるというのはあると思います。それが、長欠に結びつくことはないのですが、そういう理由で休むというのは昔に比べたら多くなったなと感じます。

佐久間部会長

都合も、やむにやまれぬ都合とそうでない都合もあると思うんですが。

齋藤委員

そうでない都合の方で、そのようなことを言わなくても良いのではないかとも思うのですが、それを言ってしまうこともあります。

佐久間部会長

ありがとうございます。議題の2の時間が無くなってしまうので、今年の3月に出された国の方針をもとに、この審議会での意見を踏まえながら、門真市としての「いじめ防止指針」を教育委員会として作りたいという事務局の質問に対して、我々としては大きく言うと保護者の問題とかインターネット、ラインとかいわゆるSNSによるいじめの増加といった子どもたちの変化とか、また、ある種子ども自身の耐性の課題とか良い人間関係を構築する力の問題等々、門真の子どもに起きているその現状にしっかりと寄り添いながら、こうした文言をうまく取り入れて、門真らしい門真のいじめ防止指針を作っていただきたいと考えます。ということで、いったんは討議の柱②の議論を終えたいと思います。

さらには、国の指針によると、努力義務とかいうことで必ずやらなければならぬというわけではないでしょうし、そのあたり詳しいことは分からぬところもありますが、この場ではまず防止の方が重要ということが話し合われましたので、いかに防止のための指針を作るかということも観点として持っておくべきでしょう。しかし、いじめが起こってしまった時の適切な対応ということか、様々な視点からの対応や助言ということもあります。

そうしたことに対応できるような委員会というか不登校やいじめ対策関係の委員会を作っていただければと思います。

また、この後の議論にもなるのかなと思いますが。SSWとかカウンセラーとか法律関係の方、医療関係の方などの専門性を持った方々も交えながら、多角的な視点で門真の現状を把握し、改善するための協議などができる良い委員会を作っていく

ただければということを望みます。

それでは、時間もあとわずかしかありませんので、3つ目の適応指導教かがやき、学校内の適応指導教室、不登校学生フレンドがあるということですが、特にもう少し先ほどのパワーポイントの最後の3つ4つあたりの補足とかがあればまず事務局からお願ひします。

事務局（三村学校教育課長）

パワーポイントで3つ述べさせてもらったんですが、まず適応指導教室かがやきですが、数年前に非常に人数が多くなった時期がありました。指導員4・5名に対して生徒が20名と。やはりみんな課題を抱えた子どもなので、基本的にはマンツーマンや2人対1人が適していると思いますが、そういう状況で一杯で大変な時期もありました。これが年々若干ですが、落ち着いてきて8・9名を6人で見ているので、今はゆとりを持って見られる状態です。グラフで示した通り不登校の数が減った訳ではありません。

その状況の中でかがやきがこの人数になっているのは何かというと我々としては、学校特に中学校に校内適応指導教室が整備されてきたからだと考えています。簡単に言うといろいろな原因があって学校に行きたくない、でも勇気を出して学校に行ったけれど友達関係に悩んでいる子どもは特に教室までは上がれない子どもが、別室で自習したり先生から教えてもらったりする体制が整いつつあると。

このことについては学校も不登校対策を意識して我々も指導に入ってできてきたと、そういうことでかがやきの方が若干落ち着いてきたことがあるというのが状況です。

それとかがやきというのが、学校に戻すというのが一番の大切なポイントとして持っていますが、今日杉井から報告がありましたように子どもの居場所とか小林委員からもありましたように学校に絶対に行かないといけないのかなという思いがある中でかがやきの今後どういうふうになっていけばいいのかというのは我々も考えているところなので、意見をいただければなというのがまず一つあります。あと不登校対策フレンドについてはニーズがあるのでやっていきたいのですが、学生という縛りがあるとまだ勉強されている方々なので、朝とかはなかなか対応できないという課題があります。その辺は課題だとは思いますが、子どもにとっては相談をしやすい存在だと思います。

佐久間部会長

学生さんは無料で来ているんですか？ボランティアですか？

事務局（三村学校教育課長）

謝礼金が出ています。

佐久間部会長

どれぐらいですか？

事務局（三村学校教育課長）

1時間千円程度です。

佐久間部会長

かがやきのあり方を検討したいということですか？

事務局（三村学校教育課長）

そうですね。検討していただければと思います。

佐久間部会長

分かりました。これもフリーで、今三村学校教育課長が言われたように、資料にも書かれていますが、心理的精神的な原因で登校ができない子どもがここに通って学校に復帰するまで、短期間来る場所ですが、人数も減ってきてているということでかがやきのもう少し有効な活用とか使い方について意見がありましたら、いかがですか。

今の話で言えば、不登校の子どもは増えていて、昔はここに来ていたけど、ここにも来なくなったというふうにとらえるのか、学校でフォローしているととらえるのかどちらなんですか？

事務局（三村学校教育課長）

減ったと言いましても、ニーズはかなりあります。一気に減った訳ではありませんので、若干落ち着いた数になってきたのは学校内に適応教室ができるといった体制が整ってきたのが要因であろうと考えています。

こうした状況のもと、一つは少人数の先生で見るというのは不登校の対策には有効でかがやきの存在は当然あるとは思うんですが、子どもの居場所づくりなど、昨今様々なことが言われている中で、かがやきの立ち位置が、学校に戻すという前提に重きを置くということだけで良いのかどうか、もっと、学校に行くに行けない子どもたちが元教員の指導員に見てもらうことができ、安らげて学べるという居場所として、とらえた方が良いのではないかといった議論が求められる状況になっているのではないかと考えているのです。

佐久間部会長

学校に戻すということを前面に出すと、来にくいとかここにすら来られない子どももいるんですかね。

事務局（三村学校教育課長）

そうですね。1回学校に復帰してみたものの無理だったということを考えられなくはありません。

佐久間部会長

ありがとうございます。

これはどうでしょうか。専門の方が6名配置されている場所に、しんどい課題を抱えた子ども達がやってきて、何か過ごせるようないい活用の仕方に、アイデアやヒントが欲しいということですが。

ところで、かがやきを設置している場所はどこですか。

事務局（三村学校教育課長）

教育センターです。市のちょうど真ん中に位置する門真市民プラザの4階にある門真市教育センターで開いています。

佐久間部会長

委員の皆さん方はご存知でしたか？

横貫委員

知りませんでした。

小林委員

知りませんでした。

佐久間部会長

市民の方がご存じないということに、そもそも問題があるかもしれませんね。普通は知らないものですかね。

事務局（三村学校教育課長）

市の広報には掲載していますが、学校現場は対象の子どもが目の前にいて、かがやきどうかなと声をかけていただけますが、保護者の方が直接、子どもをかがやきに行かせようという話にはなかなかならないです。

佐久間部会長

先ほどの両委員から引きこもりから不登校になって、家に引きこもっている子ども達が、まさにこういうところに来られればということだと思いますが、どんな可能性がありますか。

横貫委員

なかなか難しいかもしれませんね。家から一歩出ることでやっとの子どもをここ

まで連れてくるというのは。結局、このような状況にある子ども達は、誰かが行かないとなかなか難しいと思います。

事務局（三村学校教育課長）

逆にアウトリーチならいけると。

横貫委員

可能性はあるんじゃないですかと思いますけれども。向かわないと

佐久間部会長

どこかに出て所属すれば安心ですけどね。

小林委員

行って何してるのという感じから入っていって、まずは興味をこっちから示してというふうにしないと難しいと思います。本人は出たくないでシャットアウトしていく、誰にも会いたくなくて、母親、父親、知っている人だけでそれ以外は全然馴目というのが引きこもりなので。

たぶん身近な人が説得しないと無理だと思います。来てみようよとか、もっときれいにしないとか。

佐久間部会長

学校には行きたい気持ちはあるとか

小林委員

あるんですよ。

佐久間部会長

そういう意味では惜しいですよね。完全にシャットアウトしているわけではないので。

小林委員

外に出たらどうなるかと考えたら、しんどくなるんですが、ただ落ち着いた時に考えたら、学校行きたいと。それは外に出られるようになってからの話なんですが。

話をしてから分かったことなんですが、本当は学校に行きたいけどと言います。話ができない間はそういうことも聞けませんが。

佐久間部会長

かがやきに来てもらって、学校に行くということになると結構むずかしいですよ

ね。今の話を聞いていると。もう少し、何か、こっちから回っていってということですか。

横貫委員

最初はそこからだと思います。

事務局（三村学校教育課長）

今お聞きしていると、どちらも結構重篤なケースですね。シャットアウトしているとか、一歩も出ていけないというのは。

佐久間部会長

ありがちなケースなのかなとも思いました。どこにも居場所がない人をちゃんと見てくれているということなのかなとも思いました。

事務局（三村学校教育課長）

かがやきに行くと、どの子も、結構、楽しそう過ごしているんです。少人数で気を遣わなくていいということもあったり、卓球台がって来ている子ども同士で卓球をしたり、元教員の指導員にマンツーマンに近い形で、分からぬところを教えてもらっているのです。そういうことをもっと知つてもらえたらいいんじゃないかなと考えています。

佐久間部会長

齋藤委員から見て学校と引きこもっている子どもの間にかがやきがあるとして、うまく機能したらしいなとか、そもそも機能しているのかとかどうですか？

齋藤委員

パンフレットももらいますしそういう事案があつたら紹介もしますが、正直なところ私の学校は市の北部にあるので、教育センターという場所が学校から遠いなどという印象はあります。

今、学校では、適応指導教室が整えられたり、かがやきがあつたりというお話があつたのですが、原因は様々で、もちろん学校に戻るのがいいとは思いますが、それが主ではなく、少なくとも外の空気を吸える場所としてこのかがやきが位置付けられればいいかなと、今引きこもっている人が少しでも外の空気を吸える場所になればなと思いました。

佐久間部会長

そうですよね。外の空気ということですよね。

すいませんが時間が来ているので、小林委員がおっしゃったように最初から重いので1つ答えが出るというのではないので、不登校対策フレンドのことも含めて門

真の隅々まで目が行き届くような人の確保とかに努めていただけたらなと思います。

今日聞いていると地域が頑張っているということなので、頑張っている地域の声も聞けるような場所も必要だと思いました。今日は重篤な案件もあるということで全体会で報告させていただこうと思います。特にご意見よろしいでしょうか。よろしければこれで終わりたいと思います。

では事務局からお願ひします。

事務局（三村学校教育課長）

ありがとうございました。みなさんに議論していただきました意見につきまして、その概要をこのあとの全体会で佐久間部会長よりご報告いただき、審議会委員全員で共有させていただきたいと思います。

なお、全体会開始まで10分程度休憩をはさみます。10分後の午後4時10分には、ここにお戻りください。